**2 令和4年春季全国火災予防運動が実施されます**

火災の発生を防止することを目的として、3月1日㈫から7日㈪まで春季全国火災予防運動が実施されます。

　春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となります。

　令和3年中、市内での火災件数は26件で、令和2年と比較して11件減少しています。

　出火原因の上位は「たばこの不始末」や「放火」が占めていることから、寝たばこやたばこの火の消し忘れ、自宅の周りに燃えやすいものを置かないなど、より一層の火の用心をしましょう。

問い合わせ 防災安全課消防担当 電話番号23-5144

　古川消防署 電話番号22-2350

　鳴子消防署 電話番号82-2349

**2　3月11日に黙とうの呼びかけを行います**

県では、東日本大震災で亡くなった人に追悼の意を表し、震災からの復興を誓う日として、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と定めました。

　震災から11年となる、みやぎ鎮魂の日を迎えるに当たり、各地域の防災行政無線を通じて、市民の皆さんに黙とうの呼びかけを行います。

　心を一つに、黙とうを捧げましょう。

**放送時間**　3月11日㈮　14時45分

**放送範囲**　市内全域

**放送方法**　デジタル防災行政無線で呼びかけ

問い合わせ　政策課政策企画担当 電話番号23-2129

**2　転出届は郵送で手続きできます**

住所異動が多くなる3月から4月は窓口が混雑します。

　転出届の手続きをせず、他市町村に引っ越してしまった場合、郵送で転出の手続きを行うことができます。

　詳しくは、市ウェブサイトを確認するか問い合わせください。

申請方法　郵送による転出届出書、返信用封筒（転出先の住所・氏名を記入し、84円切手を貼付）、マイナンバーカードや運転免許証など届出人の本人確認書類のコピー、国民健康保険証・印鑑登録証など大崎市から発行しているものを、市民課住民記録担当（989-6188古川七日町1-1）へ郵送

※郵送による転出届出書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

問い合わせ 市民課住民記録担当 電話番号23-6079

**2　宝くじ助成で備品を整備しました**

　自治総合センターの令和3年度コミュニティ助成事業を受けた地域の団体が、地域活動に必要な備品の整備を行いました。

　この事業は、宝くじの受託事業を収入源として助成を行い、地域の健全な発展を図るとともに、自治宝くじの普及広報を目的に実施されています。

**団体**　西古川地区振興協議会

**内容**　A4ノートパソコン、大判プリンターなど

問い合わせ まちづくり推進課地域自治・NPO担当 電話番23-5069

**2　水道の使用開始・休止の手続きはお早めに**

引っ越しなどで水道の使用を開始・休止するときは、土曜・日曜日、祝日を除く5日前までに電話で連絡、または窓口で手続きしてください。

※開始・休止の時間指定はできませんので、注意してください。

問い合わせ 大崎水道サービス株式会社お客様センター 電話番号0120-366-171

**2　マイナンバーカードは郵送・オンラインで申請できます**

　住民異動が多くなる3月から4月は窓口が大変混み合い、待ち時間が長くなることが予想されます。次の期間は、市民課や各総合支所市民福祉課の窓口でのマイナンバーカードの申請はなるべく避け、できるだけ郵送などによる申請に協力ください。

混雑予想期間　3月27日㈰～4月10日㈰

※マイナンバーカードの受け取り・更新については期間中も実施しますが、期間中はなるべく来庁の自粛に協力ください。

■期間中の申請方法

　個人番号通知カードとともに、自宅に郵送されている個人番号カード交付申請書を使用し、郵送やパソコン、スマートフォンから申請ができます。

　申請書を持っていない人は、窓口で申請書を配付しています。

　詳しくは、市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

問い合わせ 市民課住民記録担当 電話番号23-6079

　 　　　　各総合支所市民福祉課市民窓口担当

**2　国民年金保険料の納め忘れはありませんか**

国民年金は、老後の生活や障がい、死亡など、もしものときに大きな支えとなります。

　保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、障害基礎年金や、遺族基礎年金を受給できない場合があります。

　令和3年度の保険料は、月額1万6610円です。まだ納めていない保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。

　納付書を紛失した人は、古川年金事務所（電話番号23-1200）に連絡してください。

　また、納め忘れをなくすために、口座振替やクレジットカードによる納付方法を利用してください。

　詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 古川年金事務所 電話番号23-1200

　 　　　　市民課年金担当 電話番号23-6079

　 　　　　各総合支所市民福祉課市民窓口担当

**2　年金手帳が廃止になります**

　4月1日から年金手帳の交付が廃止になります。

　4月以降に新たに国民年金・厚生年金の被保険者となる人には「基礎年金番号通知書」を交付します。

　紛失などによる年金手帳の再交付もできませんので、同様に「基礎年金番号通知書」を交付します。

　すでに交付している年金手帳は「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」として、引き続き使用できますので、大切に保管してください。

問い合わせ 古川年金事務所 電話番号23-1200

**2　農地を取得する際の下限面積を引き下げます**

耕作を目的として農地の権利を取得するときは、農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要です。

　許可の要件の一つである、経営農地面積を一定以上とする下限面積要件を4月1日㈮から、次のとおり引き下げます。

**■古川・松山・三本木・鹿島台・岩出山・田尻地域**

　下限面積を50アールから30アールに引き下げます。

※鳴子温泉地域については変更ありません。（10アール）

問い合わせ 農業委員会事務局農地担当　電話番号21-0577

**2　肉用繁殖雌牛の貸し付けを受け付けます**

　希望する農業者に、肉用繁殖雌牛を5年間貸し付けます。5年後に対価が納入された貸付牛をそのまま譲渡します。

**受付期間**　3月1日㈫～25日㈮

**対象**　次の要件を満たす人　❶20歳以上の市民❷肉用繁殖雌牛の飼養計画を持ち、継続して飼養することが確実にできる人❸農業協同組合（JA）を介して貸付牛を購入し、家畜共済に加入できる人

**貸付予定頭数**　20頭程度

**申込**　農林振興課または各総合支所地域振興課で配布する貸付申込書と畜産経営計画書に必要事項を記入し、持参

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当　電話番号23-7090

　 　　　　各総合支所地域振興課

**2　救急医療機関の適正受診に協力してください**

大崎市民病院救命救急センターや休日救急当番医などの救急医療機関は、緊急性の高い病気やけがの人に応急治療を行うためのものです。

　救急医療機関では、救急医療を必要とする人が優先的に受診できるようにしましょう。

　体調を崩した際には、十分な検査や診療を受けられる、平日の診療時間内に医療機関を受診しましょう。

■**「おとな救急電話相談」「こども夜間安心コール」**

　急な病気やけがにより、救急車を呼ぶべきか迷うときや、応急処置の方法が知りたいときに相談できる電話窓口「おとな救急電話相談（電話番号＃7119）」と「こども夜間安心コール（電話番号＃8000）」を、広報おおさきの27ページに掲載しています。

　電話相談は、対応できる通話数に限りがあるため、一時的に混み合うことがあります。また、緊急や重症と考えられる場合は、迷わず「119番」に電話してください。

問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　電話番号23-5311